

公益社団法人日本獣医学会 定款の改定

(会費)

第7条 正会員、学生会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を毎年10月末日までに納入しなければならない。

(開催)

第15条 定時総会は原則として、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内の春期学術集会時に開催する。

2 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 議案について、理事全員が書面または電磁的記録により同意し、かつ監事全員が異議を述べなかったときは理事会を開催することなく、その議案を可決する旨の理事会の決議があったとみなすことができる。前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

附則

4 第35条の規定にかかわらず2014年事業年度は、2014年2月1日から2014年7月31日までとする。なお、本付則第4は、2014年7月31日まで有効であり、同日の経過をもって無効とし削除する。

(2012年2月1日施行)

(2014年5月29日臨時総会にて一部改定)